

**介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービス「緩和基準型（A1）」
重要事項説明書**

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0795-30-8151 / FAX 0795-36-1099

業 務 日	月曜日～金曜日（12月29日から1月3日までを除く）
業 務 時 間	午前8時15分～午後5時00分
担 当	杉原千佐子

2. 当事業者の概要について

名 称	社会福祉法人 多可町社会福祉協議会
所 在 地	兵庫県多可郡多可町中区岸上224-9
連 絡 先	電話（0795）32-3425 / FAX（0795）32-4162
代 表 者	会 長 笹 倉 政 之
事 業 内 容	居宅介護支援事業・訪問介護事業・通所介護事業・認知症対応型共同生活介護事業 訪問入浴介護事業 等

3. 利用者様に訪問型サービス「緩和基準型（A1）」を担当する事業所について

事 業 所 名	多可町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所
所 在 地	兵庫県多可郡多可町加美区市原41
連 絡 先	電話（0795）30-8151 / FAX（0795）36-1099
管 理 者 氏 名	杉原千佐子
業 務 日	日曜日～土曜日（ただし12月29日から1月3日までを除く）
サービス提供時間	午前7時00分～午後10時00分
事業所指定番号	兵庫県指定 2872700451
事業開始時期	平成29年4月1日
サービス提供地域	多可町
事業の目的・方針	要支援状態の高齢者等に対し、適正な介護予防訪問介護を提供する。要支援者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その他生活全般にわたる生活援助を行う。

4. 当事業所の職員について

(1) 当事業所の職員は次のとおりです。

職 種	常勤	非常勤	業務内容
サービス提供責任者	2		訪問型サービス「緩和基準型（A1）」の利用の申込みに係る調整 訪問介護員等に対する技術指導
訪問介護員	3	8	訪問型サービス「緩和基準型（A1）」の提供
(1)介護福祉士	3	5	生活援助
(2)実務者研修修了者			生活援助
(3)初任者研修修了者			生活援助
(4)ホームヘルパー		3	生活援助

(2) 訪問型サービス「緩和基準型（A1）」を提供する当事業所の職員は、身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者や家族から求められた際は、いつでも提示をします。

5. サービス内容について

次の中から選択されたサービスを、指定の時間帯に応じて提供します。なお、サービス提供にあたっては「訪問型サービス「緩和基準型（A1）」サービス計画」に沿って、計画的に提供します。

	訪問型サービス「緩和基準型（A1）」の内容
生活援助	<p>◆ 生活援助とは、掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助です。 具体的な主なサービス内容は次のとおりです。</p> <p>①調理 ②洗濯 ③住居の掃除・整理整頓 ④買い物 ⑤菓の受け取り ⑥衣服の入れ替え ⑦その他（ ）</p>

6. サービス利用料金表

(1) 訪問型サービス「緩和基準型（A1）」利用料金

		出来高報酬（回）	※1単位＝10.00円
1回につき	支援1	220単位/回	週1回（4回限度）
	支援2		週2回（8回限度）

注1) 訪問型サービス「緩和基準型（A1）」利用料金表の「利用者の負担額」は「利用料金」の1割もしくは介護保険負担割合証に明記されている「利用者負担の割合」になります。

注2) 今後この料金体系は変更する場合があります。その際は事前に文書をお渡しします。

7. その他費用について

交 通 費	町 内	無 料
-------	-----	-----

8. 利用料、その他の費用の請求・支払い時期・方法について

利用料、その他の費用の請求	<p>① 利用料、その他の費用は、利用者負担がある場合に、利用月ごとにその合計金額を請求いたします。</p> <p>② 請求書は、利用明細を添えて、利用のあった月の翌月 10 日以降に利用者あてに通知いたします。</p>
利用料、その他の費用の支払い時期・方法	<p>請求書を受け取られましたら、内容を確認のうえ、請求月の 25 日までにお支払いください。</p> <p>①利用者指定口座からの自動振替</p> <p>②事業者指定口座への振り込み（指定口座は別紙参照）</p>

9. サービス利用のキャンセルについて

サービス利用をキャンセルされる場合は、必ず事前に事業所までご連絡ください。

10. 担当者の変更について

サービスを提供する担当者（ホームヘルパー等）の変更を希望される場合は、相談窓口の担当者までご連絡ください。利用者の希望を尊重して調整を行います。ただし、利用者から特定の担当者の指名はできないことと、当事業所の人員配置等により、希望に添えない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

11. 事業所の責務について

(1) 個別サービス計画について

- ①当事業所は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿った「訪問型サービス「緩和基準型（A1）サービス計画書」を作成し、利用者に説明したうえでこれに従って、計画的にサービスを提供します。
- ②当事業所は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問型サービス「緩和基準型（A1）」サービス計画書」の変更等の対応を行います。
- ③当事業所は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を希望される場合は、速やかに介護支援事業者への連絡調整等の支援を行います。

(2) 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護について

当事業所及び職員がサービスを提供する際に、利用者や家族に関して知り得た健康及び介護・生活の情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供をするために、サービス担当者会議等で利用者もしくは家族の情報を使用する必要があります。この場合には、あらかじめ利用者もしくは家族に説明し同意を得たうえで使用します。同意を得た場合は同意書に署名をいただきます。

(3) 賠償責任について

- ①当事業所の責任において利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合は、事業所は利用者
者にその損害を賠償いたします。
- ②当事業所は兵庫県社会福祉協議会の「あんしん保険」に加入しています。

(4) 衛生管理等

- ①訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

(5) 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	杉原 千佐子
-------------	-----	--------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(6) 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること
に留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限り
ます。
- ② 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限り
ます。
- ③ 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(7) ハラスメント対策

- ① 事業所はハラスメントの防止に関する規定に従い職場におけるハラスメント防止に
取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ② 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為
セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

(8) 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的
に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続
計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期

的に実施します。

- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(9) 暴力団等の影響の排除

事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

12. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、電話をお借りし、主治医に連絡するとともに必要な対応を行います。

また、お知らせいただいた緊急連絡先に順次連絡を取らせていただきます。

13. 相談・苦情窓口

当事業所が提供するサービスについてご相談や苦情等がございましたら、次の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

相談・苦情係 担当	〒679-1327 多可郡多可町加美区市原41 多可町社会福祉協議会指定訪問介護事業所 電話(0795)30-8151 / FAX (0795)36-1099 管理者 杉原千佐子
----------------------	---

当事業所窓口以外でも、ご相談や苦情等については下記の窓口でも受け付けています。

多可町役場 福祉課	〒679-1192 多可郡多可町中区中村町123 電話 (0795) 32-5120 / FAX (0795) 30-2526
--------------	---